

第5号様式（第7条関係）

標識

<p>建築基準法による命令の公告</p>	
<p>建築物の所在地 命令を受けた者の住所及び氏名</p>	
<p>この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第 条第 項の規定に基づき、 を命ずる。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>防府市長 印</p>	
<p>注意</p>	
<p>1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。</p>	
<p>2 この標識を損壊した者は、刑法第258条の規定により罰せられることがある。</p>	
<p>3 この命令に違反して、この建築物の工事を行った者は、建築基準法第 条第 項第 号の規定により罰せられることがある。</p>	
<p>4 この建築物は、行政代執行により取り壊されることがある。</p>	
<p>5 この建築物に対する 水道 電気の供給を保留するよう 水道 電気 事業者へ通知した。 ガス</p>	

- 備考1 標識の大きさは、縦72センチメートル、横51センチメートルとする。
- 2 標識の材質は、原則として木とする。